

令和8年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業実施要綱

1 事業の目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設及び同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「障害者就労施設」という。）における工賃・賃金の向上を図るための取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

2 実施主体

この事業は、和歌山県が社会福祉法人、一般又は公益社団法人、一般又は公益財団法人、特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められる者に委託して実施する。

3 対象となる障害者就労施設等

この事業の対象となる障害者就労施設等は、次の各号に掲げる事業所等とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を和歌山県若しくは和歌山市に提出している事業所又は和歌山県が認めた事業所）
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について和歌山県が認めた事業所
- (4) 共同受注窓口（各種照会への対応・障害者就労施設との調整・情報収集等を行う者及び和歌山県障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領に基づき認定を受けた共同受注窓口を指す。）

4 事業の内容

この事業は、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1) 工賃・賃金向上コーディネーターの配置

工賃・賃金向上コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、地域性や障害者就労施設等の特色に応じた個別の相談に加え、企業等と障害者就労施設等間の連携を促進するための支援を行い、障害者就労施設の工賃・賃金の向上を図る。

具体的には以下のアからクの支援を行う。

- ア 経営内容及び作業内容を踏まえた障害者就労施設の抱える課題の分析等
- イ 各障害福祉圏域の企業や自立支援協議会就労部会等を訪問し、各障害福祉圏域の課題やニーズの分析
- ウ ア、イに基づく工賃・賃金向上、提供物品の品質向上及び生産効率の向上に向けた支援策の検討、企画や調整
- エ 障害者就労施設の自主製品の販路開拓及び障害者就労施設の業務受注や施設外就労の新規開拓に要する支援
- オ 企業との業務取引に関する調整
- カ 共同受注に係る取組を効果的に推進するための企画や調整
- キ チャレンジド工賃水準倍増事業業務全体の企画や調整
- ク 大規模イベントでの販売や大量の作業の受注等、障害者就労施設単独では実施困

難で、広域での複数障害者就労施設の共同実施がより効果的である各種事業の企画や調整

ケ 次の（２）から（６）までに記載された事業の企画、調整及び運営

（２）障害者就労施設等職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

障害者就労施設等の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産効率向上のための企業的手法の導入及び ICT 機器の活用や知識向上などに係る研修会等を開催する。

具体的には以下のアからオまでの内容とする。

ア 直接処遇職員を対象に営業技術や販売技術の強化を図る。

イ 障害者就労施設の経営者や管理者を対象に障害者就労施設の経営や運営の意識改革を図る。

ウ 工賃向上に成果を上げた障害者就労施設の紹介、優良な障害者就労施設の視察や障害者就労施設間の情報交換を行い、障害者の社会的自立に向けた経済的支援の意識改革を図る。

エ ICT 機器を用いた運営の効率化について成果を上げた障害者就労施設の紹介、視察や障害者就労施設間の情報交換を行い、運営の効率化に係る障害者就労施設の知識向上、意識改革を図る。

オ 就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた知識向上、意識改革を図る。

（３）工賃・賃金向上アドバイザー派遣事業

専門的技術・知識を持った工賃・賃金向上アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を障害者就労施設へ派遣して、直接指導・助言を行う。アドバイザー派遣は、事前にコーディネーターが派遣先となる障害者就労施設の経営内容や作業内容を分析し、課題を整理した上で実施するものとする。

なお、アドバイザーの派遣は以下のアからオまでの分野に関して実施するものとする。

ア 商品生産技術（食品加工、品質向上等）

イ 販売促進（商品企画及び広告、営業技術等）

ウ 経営改善（就労支援事業会計の管理、原価計算、経理等）

エ 店舗運営（接客技術、店舗デザイン等）

オ その他工賃向上のために必要な技術指導及び経営指導

（４）インターネットを活用した県が実施する工賃・賃金向上のための取組等の情報提供
次の内容を情報収集して、受託者のホームページで広く情報発信する。

ア 障害者就労施設等が提供する物品や役務の内容を整理した上で、販売するオンラインショップや地域の障害者就労施設等に関する情報等を掲載したポータルサイトの開設・運営など、安定的な販路を得るために地域住民や企業等に広報・情報提供をオンラインにて実施

イ アドバイザー派遣の案内

ウ 研修会の案内

（５）展示・即売会及び商談会の開催

展示・即売会を開催し、参加する障害者就労施設に対してコーディネーターが接客や売り方に関するアドバイスを行う。

また、消費者ニーズを把握しているバイヤーが参加する商談会を開催し、障害者就労施設が製造する製品の売り込みや取引の相談を行うとともに、当該製品に対する評価を得ることにより、販路開拓や品質向上につなげる。

(6) 農福連携等推進のための支援

農業・林業・水産業等（以下「農業等」という。）の分野と就労支援事業所の連携の推進（以下「農福連携等」という。）を図るため、障害者就労施設に対し、以下のアからコの支援を実施する。

- ア 農福連携等に関する相談業務
- イ 障害者就労施設及び農業等生産者への農福連携等に関する情報発信
- ウ 障害者就労施設及び農業等生産者へのマッチング支援
- エ 農業等に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業等の専門家の派遣による技術指導や助言及び6次産業化への取組支援
- オ 農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェ（林業・水産業等との連携により開催されるものを含む。また、複数の都道府県が連携して、都道府県域を越えてブロック単位で開催することも可能とする。）の開催支援
- カ 農業等に取り組んでいる障害者就労施設の好事例を収集し、他の障害者就労施設等で共有する等の意識啓発
- キ 障害者就労施設が施設外就労等で農業等の作業を受注する際の助言・調整等の支援
- ク 農福連携等を目的とした障害者等の農業等の体験を実施する際の助言・調整等の支援
- ケ 農福連携等を推進するためのガイドブック等作成及び更新業務
- コ 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進

5 支援の方針

障害者就労施設における利用者の工賃・賃金向上は、就労支援に対する障害者就労施設等の前向きな意思が必要であり、職員、利用者及び保護者が一致団結して取り組まなければ実現することができないため、障害者就労施設の主体性を引き出すことに重点を置いて支援する。

また、チャレンジド工賃水準倍増事業により支援している障害者就労施設等における取組の好事例を広く情報発信し、次に続く障害者就労施設の工賃・賃金向上の促進を図る。